

2 海外発生期

〈海外発生期〉

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

〈目的〉

- 1 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2 都内発生に備えて体制の整備を行う。

〈対策の考え方〉

- 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3 都内発生した場合には早期に発見できるよう、サーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4 海外での発生状況について注意喚起するとともに、都内発生に備え、都内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者及び区民に準備を促す。
- 5 検疫等に協力し、都内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、区民生活及び経済活動の安定のための準備、特定接種の協力等、都内発生に備えた体制整備を急ぐ。

〈実施体制〉

- 対策会議を設置し、庁内の情報収集と連携体制を強化する。
- 発生状況が区民生活へ与える影響や他区の実施体制等を考慮し、必要に応じて区対策本部を設置する。

(1) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等の患者の発生を早期に発見し、新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握が必要になる。

また、感染拡大をできる限り遅らせるためにも、感染拡大の早期探知が必要であり、学校や保育園等における集団発生の探知を強化することが重要である。

このため、平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、発生時は臨時的にサーベイランスを追加し、強化する。

- 都と連携し、東京感染症アラートに基づき、感染症アラートの検査基準に該当する、新型インフルエンザが疑われる患者の全数をウイルス検査するとともに、ウイルス検査を伴うクラスター（集団）サーベイランスを実施する。（健康部）

(2) 情報提供・共有

新型インフルエンザ等に関する情報の混乱を防止するため、海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な広報媒体を活用した広報を行う。

また、医療機関等の関係機関に対し、国内発生に備えた協力を要請する。

- 新型インフルエンザ等の発生状況と共に発生国への渡航者、帰国者への注意喚起及び区民への感染予防策の励行を呼び掛ける。
個人レベルでの感染予防策や、新型インフルエンザ等に感染したことが疑われる場合に医療機関を受診する際の手順（まず、新型インフルエンザ相談センターに電話相談を行い、相談センターの指示や助言に従い、新型インフルエンザ専門外来を受診すること。）等についての周知を強化する。
また、発生状況等についてのWHOや国、都の最新情報を、ホームページやツイッターなどの広報媒体を活用して、区民や事業者へ情報提供し、発生地への渡航者や帰国者に注意喚起を行う。（総務部、健康部）
- 事業者に対して従業員の発生国への渡航の注意喚起をするとともに、国内で発生した場合の対応準備を依頼する。また、区が事業者へ感染拡大防止策の協力を求めること、政府が緊急事態を宣言した場合は必要に応じて都が特措法に基づき施設の使用制限や催物の開催制限の要請等を行うこともあり得ることを事前に周知し、理解を求める。（文化産業観光部、健康部、関係各部）
- 区内各団体に対し、ファクシミリや電子メール等により逐次情報提供を行う。（関係各部）
- 区に在住又は滞在する外国人に対しては、ホームページを活用する他、都や関係団体等の協力を得て、情報提供する。（区民部、文化産業観光部）
- 高齢者や障害者等に対しては、関係機関の協力を得て、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。（福祉部）
- 区全体の対応を分かり易く広報するため、区ホームページに新型インフルエンザ等対策のページを開設し、情報を集約して掲載する。（総務部）

(3) 区民相談

海外において新型インフルエンザが発生した段階で、台東保健所において、新型インフルエンザ相談センターを速やかに開設する。新型インフルエンザ相談センターでは、新型インフルエンザに感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフル

エンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

- 台東保健所において台東区新型インフルエンザ相談センターを設置する。夜間・休日の保健所閉庁時間帯においては、都内各保健所共同の新型インフルエンザ相談センターが設置され、当初は都及び各区から派遣された職員が輪番で対応する。
夜間・休日の相談センターについては、準備が整い次第、民間のコールセンターに業務委託される。ただし、専門外来の案内については保健所が対応する。（健康部）
- 区民に対し台東区新型インフルエンザ相談センターの周知を徹底する。特に、発生早期に新型インフルエンザの感染が疑われる患者が台東区新型インフルエンザ相談センターを介さずに直接一般医療機関を受診することがないように、台東区新型インフルエンザ相談センターの役割を含め、新型インフルエンザ専門外来へつなげる受診方法について、迅速かつ的確に周知する。（健康部）
- 国内感染期に備えて、健康相談だけでなく、区民からの生活相談等広範な内容についても対応できるよう、準備を行う。

(区民部、福祉部、関係各部)

(4) 感染拡大防止

ア 区内での感染拡大防止策の準備

区民や事業者に対して、感染予防策の周知を図るとともに、医療関係者等に標準予防策等の徹底を呼び掛ける。

小中学校、幼稚園及び保育施設については、都内で発生した場合に備え、対応手順の確認を行い、臨時休業の基準の検討を行う。

- 保健所は、都内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。（健康部）
- 区立小中学校、幼稚園、子ども園及び保育園等については、施設におけるマスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策について確認する。都内での発生に備え、国の基本的対処方針を踏まえ、臨時休業の基準を検討する。
また、私立の幼稚園、保育施設についても、必要に応じ、区立施設の対策を情報提供し、準備を依頼する。（教育委員会）
- 国内で発生以降、発生段階に応じて国の基本的対処方針を踏まえ、区民や事業者に対し、施設利用者への手洗い、発熱等の症状がある施設利用者の利用制限、催物や不要不急の外出の自粛等の呼び掛けなど、必要に応じて感染拡大防止策の協力を求めることを周知する。（総務部、関係各部）
- 政府が緊急事態を宣言した時は、都が施設の使用及び催物の開催を制限又は停止の要請、区民へ外出自粛等の要請をする場合もあること、また、これに伴い平常時より一部のサービスが低下することを、事前に周知し、理解と協力を求める。（総務部、関係各部）

- 国内発生に備え、国や都等の情報を収集し、区内における感染拡大防止策を検討する。
(総務部、健康部)

イ 水際対策

海外から新型インフルエンザ等の流入をできるだけ遅らせるため、検疫所等が実施する水際対策に連携・協力する。

- 発生国からの帰国者や渡航者に対し、国の方針の下、保健所は、入国者の健康観察を行う。(健康部)
- 海外からの航空機、船舶から新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者の発生の連絡を受けた場合、検疫所が実施する防疫措置、疫学調査、隔離・停留等に連携・協力して対応する。(健康部)
- 海外渡航者向けには、国からの発生国の感染に係る注意情報等について、ホームページ等により注意喚起を行う。(総務部、健康部)

(5) 予防接種

事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、準備を開始する。

国は、必要な量のワクチンを確保し、速やかに供給する準備を行うとともに、特定接種及び予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、発生した新型インフルエンザ等の疾病に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、決定する。

国は、住民接種の際に優先すべき順位について、重症化しやすい者等の当該疾病に関する情報を踏まえ、基本的な考え方を決定する。

パンデミックワクチンが全国民に接種可能な量が製造されるまで一定の期間を要するが、一定程度の供給が可能になり次第、区は優先度の高い者から関係者の協力を得て、接種を開始するとともに、都及び区は接種開始時期・接種場所等の接種に関する情報提供を開始する。

区は、住民接種の実施に当たっては、関係機関と連携して、区有施設の活用や医療機関への協力依頼等により接種会場を確保し、区内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

(6) 医療

感染症診療協力医療機関は、都からの要請に対応し、速やかに新型インフルエンザ専門外来を開設する。区は必要な協力を行う。

新型インフルエンザ専門外来は、新型インフルエンザの感染が疑われる患者から採取した検体を保健所に速やかに提出する。保健所は東京感染症アラートに従い、ウイルス検査を行う東京都健康安全研究センターに検体を搬入する。新型インフルエンザ専門外来の受診者は、新型インフルエンザ相談センターからの紹介に限定するため、

専門外来の開設場所は非公開とする。

新型インフルエンザ専門外来は、ウイルス検査の結果が出るまでの間、必要に応じて患者を院内に留め置く。ウイルス検査の結果、陽性と判明した場合、保健所は、感染症法に基づき、患者を入院勧告の対象とし、感染症指定医療機関に移送する。

- 国や都が発信する新型インフルエンザ等の診断、治療に係る情報や院内感染防止策等、必要な情報を医療機関に提供する。(健康部)
- 都は感染症診療協力医療機関に対して新型インフルエンザ専門外来の開設等を要請し、直ちに、个人防护具(PPE)などの医療資器材等を配布する。区はそれを支援する。(健康部)

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

区内の指定(地方)公共機関、ライフライン、公共交通機関等に対し、国内での発生に備え、事業継続のための準備を依頼すると共に、庁内においてもBCPに基づいて事業継続を行うための準備を進める。

また、国からの要請を受けて遺体の火葬・安置に係る準備を行う。

- 都と連携して、区内の指定(地方)公共機関をはじめ、ライフライン事業者、公共交通機関等に対し、国内発生に備えた事業継続のための準備を依頼する。(総務部)
- 国から都を通じて、「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請がされた場合は、迅速に対応を行う。(総務部、福祉部)
- ごみの収集について、感染が拡大した場合の収集体制確保に向けた準備を行うとともに、区民や事業者に対し、平常時のごみ収集体制の維持が困難な場合は、可燃ごみのみの収集に移行することについて周知と理解を求める。(環境清掃部)
- 国内発生に備え、BCPを確認し、業務の縮小や休止に向けた準備を検討する。
(関係各部)